板橋区立志村小学校

学　校　い　じ　め　防　止　基　本　方　針

（１）いじめの未然防止のための取組

・いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、子どもに人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身に付けさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される学校の環境づくりに努める。教育活動全体を通じて、児童にかけがえのない自他の生命や人権を尊重する心と態度を醸成するため、道徳教育・人権教育の充実を図る。教育活動の内容や状況は、保護者や地域に公開する。

・異学年で構成するなかよしわくわく班活動を通し、他者と深く関わる体験を重ね、子どもの豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

・日頃の「いじめをしてはいけない」という気持ちをつくる働きかけとして、全校朝会における校長講話、学区内中学校生徒会におけるいじめ撲滅の取組は、学びのエリア内で共有化する。

・学年集会等でのよい行いの表彰、「できた、がんばった」ことを認め合う学級の雰囲気づくり、人権教育や道徳の授業を中心とする学習活動の積み重ねることで、一人一人を認め励し、自己有用感を高める学年・学級経営を行う。

・協同学習、学習における自己評価力の向上、「よいところ探し」など認め合う場の設定し、学び合い認め合う授業による児童相互の温かな人間関係を作れるようにする。いじめ加害の背景には、授業や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などを生まないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていく。

・子どもにＳＮＳ等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。また、保護者に対してフィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルール作り等を周知徹底する。

・本校が取り組むいじめ未然防止等について、保護者への理解を促すとともに、関係機関等と定期的に情報交換したり、iCS や学校評議員を活用したりするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

（２）いじめの早期発見のための取組

・朝の健康観察及び休み時間や給食の時間等の様子の観察を綿密に行う。

・毎学期のアンケート調査や担任との全員面談等の定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、子どもが日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

・職員打合せ等の時間を活用した週１回以上の情報共有の場の設定し、教職員間の情報共有の場とする。

・校長、副校長、生活指導主任、生活指導部員、スクールカウンセラー、ＳＳＷ、巡回指導講師による学校いじめ防止対策委員会を毎月開催し、平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図る。

・各担任及び養護教諭は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。

・子どもがいじめの悩み等を投書できる相談箱を設置し、担任以外へも相談できる学校体制をとする。

・保護者及び地域からの声の収集のため、相互の情報交流が可能なシステムの構築（学校便りの活用や意見ポストの設置など）や、年間３回の保護者アンケートを実施する。

・SC による面接を１学期に５年生全員を対象として実施すると共に、必要に応じて個別の面接を実施する。

（３）　いじめの早期対応のための取組

・いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、校内の「いじめ対策委員会」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取組を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

①被害児童への対応及び支援

・いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた子どもやいじめを知らせに来た子どもの安全を確保する。「あなたを学校全体で守る」という学校全体の意思の伝達をおこなうことで、いじめの早期発見にもつながる。

・「いじめられる側は悪くない」という共通認識を押さえ、学級において担任が被害児童の味方であることを明言する。ＳＣとの連携による安心できる場の確保をしていく。

・「いつから、何を、誰に、どの程度」の確認と詳細な記録を行う。周囲の児童、関係教職員を含めた事実確認を速やかに行う。

・被害･加害両方の児童の保護者への連絡と話をする場の設定し､事実を基にした保護者への速やかな連絡、状況の定期的かつ細やかな保護者への報告、状況に応じて保護者（同士を含む）との話し合いの場を設定し、早期解決を図る。

②加害児童への措置

・速やかな事実確認と保護者への連絡を行い、加害児童がしてはならないことの明確化、校長を含めた複数の教員での対応、親子での話をする場の設定及び保護者の責務について確認する場を設ける。

・事前の加害児童の保護者への謝罪内容等の確認を行い、被害児童が納得できる話となるような謝罪の場を設定する。また、謝罪後の様子の観察と定期的なＳＣとの面談を加害児童に対して行う。

・いじめが止まない場合、加害児童を被害児童から遠ざける体制の確立、取り出し（別室）指導の場の確保と取り出した際の指導体制を確立する。

・なおも他の児童の心身の安全が保障されないなどのおそれがある場合については、学校対策委員会と生活指導部が連携し、出席停止等の措置を検討する。出席停止の制度は、加害児童の懲戒という観点からだけではなく､学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から必要となる場合もあることを、保護者に説明し了解を得る。

（４）　校内相談体制

・学校いじめ防止対策委員会を核とし、学校全体で基本方針を共有して取り組む。役割分担を明確にし、迅速で組織的な対応ができるようにする。

・被害児童の安全確保及び心のケアを図るとともに、加害児童の継続的な指導・観察を行い、再発防止を徹底する。また、加害児童の保護者に対しても満足な支援が必要となる場合には、養護教諭やＳＣ等によるカウンセリングを行う。

・「少しでも気になる児童の様子はすぐに報告」の学校体制とシステムの構築し、管理職への確実な報告可能な体制及びＳＣとの情報共有の場を設定する。

・個々のケースについての情報共有及び教職員一人一人の関わり方を確認し、聞き取った事実の共通理解、ケースごとの具体的手だて及び教職員の対応についての協議、関係児童への声かけを行う。

・日々の児童観察に使用するチェックリストの項目の設定、危機レベルの設定と学校全体の動きが分かる資料を作成する。

（５）　校内研修

・「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る問題である」という基本認識に立ち、すべての教職員が子どもとしっかり向き合い、いじめの未然防止等に取り組める資質能力を身に付けられるよう、ふれあい月間を含め各学期に２回は研修を行う。その際、東京都が作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために　-いじめ防止教育プログラム-」等を活用する。

・アンガーマネジメント研修など、東京都及び板橋区主催のいじめ防止のための研修会へ主幹教諭又は主任

教諭を積極的に参加させ、校内研修の講師として各教員に広める。

・ＳＣを交えたケース会議や情報交換会を定期的に実施し、子どもの人間関係を継続的に注視していく資質を養う。

（６）　いじめ防止等に係る年間計画

別紙

（７）保護者及び地域との連携及び啓発

・学校いじめ防止基本方針を学校便り及びホームページ等で公表し、保護者や地域住民の理解・協力を得るよう努める。

・家庭や地域と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて警察・子ども家庭総合支援センター・主任児童委員等との円滑な連携や情報の共有に努める。

・ＰＴＡや地域の関係団体とともに，いじめ根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

（８）　いじめによる重大事態等への対処

・いじめにより重大事態（「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」）が発生したと認知したときは、次の対処を行う。

①重大事態が発生した旨を板橋区教育委員会に速やかに報告する。特に、生命又は身体の安全が脅かされるような場合には，直ちに警察に通報する。

②学校調査委員会の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、板橋区区教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。

③板橋区が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

・恐喝，暴行，傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は，ためらうことなく早期に警察に相談し，警察と連携した対応を取る。

・ネット上のいじめが行われた場合，いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について，必要に応じて警察や弁護士に協力を求める。

（９）　取組に関する点検と改善の方策

・学校いじめ防止等基本方針の内容の定期的な検討については、いじめ対策委員会の主導によりＰＤＣＡサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

・いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、基本方針を改善していく。

方針内容更新　令和５年５月１５日

指導資料

令和５年度　志村小学校

１　「不登校」「いじめ」「校内暴力」「その他の問題行動」への指導と取り組み

不登校・病気や家事都合などの正当な理由なしに、学業不振や人間関係の不信、その他の理由などで学校の欠席を繰り返すこと。

いじめ・児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

（いじめの禁止に関する規定）第四条　児童等は、いじめを行ってはならない。

校内暴力・一人または数人の児童が、暴力的に他者の身体や所有物、校内の器物などを損傷させたり、それに類する行為をしたりすること。

その他の問題行動・学校内外において、窃盗、万引き、恐喝、傷害、器物損壊、暴力、飲酒、喫煙、薬物乱用などの違法行為、または事故や事件に発展する危険な行為や迷惑行為を行うこと。

２　「不登校」「いじめ」「校内暴力」「その他の問題行動」などへの対応（発生防止、発生時の対応）

いじめの防止　・学級全体への指導　道徳教育、体験活動、特別活動等の充実　心の教育　生活指導

問題の早期発見　・児童からの訴え　・教師の観察や気付き　・保護者からの訴え

・ふれあい月間の取り組み　・児童アンケート　・その他の情報

初期対応　・事実確認　・問題行動の制止　・原因究明　・指導の詳細記録

以後の対応

児童への指導や対応

・対象児童への指導や学級全体への指導

・スクールカウンセラー、担任、全教員等による面談の実施

職員間の情報共有・校長、副校長への報告と相談

・教師間の報告、相談（校長、副校長、同学年、関連児童の担任、専科教諭、スクールカウンセラー、巡回指導講師など）

・職員全体の共通理解（生活指導全体会、朝会等）

・いじめ対策委員会や生活指導部会での話題、問題提起、提案等

保護者との連携

・素早い対応による信頼構築（連絡帳、手紙、電話、印刷物等）

・面談、相談及び、指導内容の明確化

・臨時保護者会の開催

保護者からの要求で開催するのではなく、あくまでも管理職と担任が話し合って決める。必要に応じて同学年担任（学年主任）なども出席する。

・保護者アンケート、学校評価等による聞き取りや取り組み状況の評価

継続観察と指導

・指導による変容にあたたかい目を向ける。

・被害児童の心のケア、学級の雰囲気作り

・保護者、関連諸機関との連携、相談

・再発防止対策

・道徳、心の教育、人権教育、自己有用感育成

全教職員がいじめられている児童を守り通すという毅然とした姿勢を示す。

関連機関の連絡先と機能

板橋区教育委員会指導室	板橋 2-66-1	3579-2643	いじめ防止・不登校対策、学校との連携
志村警察署生活安全課	東坂下 2-21-17	3966-0110	少年の健全育成、少年犯罪への対応
子ども家庭総合支援センター	本町 24-17	5944-2373	子ども相談、虐待防止 養育、子どもの人権、発達、問題行動
教育相談所（蓮根）	坂下 2-18-1	3967-6181	心理相談、言語相談
東京都教育相談センター		5800-8008	学校や教職員からの相談受付
主任児童委員		3966-4460	児童福祉に関する相談・活動

３　いじめに関する学級指導　例(45 分扱い)

１　冒頭の話

○みなさんは、最近の学校生活を楽しく過ごしていますか。お友達との関係はうまくいっていますか。何か嫌な思いや辛い思いをしたことがないですか。

○今、嫌な思いがなくても、以前に辛い思いをしたことはありませんか。

○今日は、そんなことをふり返ってみながら、楽しい学校生活や人間関係について考えてみましょう。

○**板書**　「よりよい学校生活のために」

２　ふり返る

○今までの経験の中で、どんなことが嫌だったかふり返ってみましょう。

○挙手をさせ、発表させる。**板書**

○「無視をする。」「避ける。」「人が傷つく言葉を言う。」「手紙やいたずらでいやがらせをする。」「物をとる、かくす」「いやなあだ名をつけて呼ぶ。」「失敗を笑う。」「人にしつこく注意する。」「さわったことやさわったものを嫌がる。」「体へ攻撃をする。」「おこらせる。からかう。」「人の嫌がることを言いふらす。」「悪いうわさを立てる。」「他の人もいじめの輪に巻き込む」

○いろいろ出ました。これらのようなことをまとめて何というでしょう。

○「いじめ」という言葉を引き出す。**板書**

３　考える

○いじめはなぜいけないのでしょう。

○心や体に傷をつける。悲しい辛い思いをさせて学校が嫌になる。行きたくなくなる。卑怯な人間になる。自分がいじめられたくないから人をいじめる。死にたくなる。家族に心配をさせる。**いじめの定義を板書**

○いじめをなくすにはどうしたらよいのでしょうか。**板書**

○自分たちの思いを伝え合う。相手の気持ちを知る。人の良さを見つける。家の人、先生などに相談する。

４　まとめの話（例）

○ある植物学者の先生は、どうということのないタンポポの葉を見せられ、みんなの前でその名前を尋ねられたときに、分からないと答えて笑われました。しかし、その先生が落ちついて話すには、植物というのは、葉を見るだけでなく、茎を見て、花を見て、そして、根を見てやっと本当のことが分かるのだということです。人を見るときのことにも当てはめてみましょう。みなさんは、友だちの一部分だけを見て判断してはいないでしょうか。そして、友達の嫌なところだけを見つけていじめることはないでしょうか。いじめというのは、学校や塾などでの友だちや知り合いに対して、心や体、相手の物などに対して攻撃をし、それが相手につらさを感じさせることです。今日は、みんなでいじめについて考えることができました。あなたたちがいじめを受けたり、いじめられたりする子にはなって欲しくありません。ぜひ、このクラスのみんなが、人の嫌な一部分だけでなく、よい所を認められる人になったり、すばらしい個性を発見して励ましあったりできる友達関係でいて欲しいです。何か困ることや心配なことがあったらいつでも相談してください。友達のよいところを見つけたときも教えてください。みんながいろいろな悩みや問題を乗り越えて成長できることを願っています。これでお話を終わります。

（板書例）
よりよい学校生活のために
いやだったこと・つらかったこと
・無視
・さける
・仲間はずれ
・悪口　「死ね」「キモイ」「○○菌」「うつる」
・いやがらせ　筆箱のいたずら　物かくし　手紙回し
・いやなあだ名
・まちがいを笑う、からかう
・きびしく言う　しつこく言う
・いやがる（さわったもの）
・体へのこうげき
・おこらせる
・悪いうわさをたてる
・秘密やうそを言いふらす

いじめ
　いじめとは、一緒の集団にいる友達に対して、心や体にこうげきやいやがらせをして、相手がつらい思いをすること。

いじめをなくすには
・思いをきれいな言葉で伝え合う。
・相手の気持ちを知る。相手の思いが分かる。
・相手のよいところを見つける。
・相談する。

別紙　令和５年度　いじめ防止等に係る年間計画

月	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・一年生を迎える会 ・わくわく班活動	・基本方針確認 ・相談室、ＳＣ紹介 ・いじめ不登校対応実践研修 ・登校指導	・保護者会 ・ＣＳ
5	・移動教室(5.6) ・ＳＣ面接(5) ・校外学習(特)	・教員自己申告 ・集団下校指導 ・校内研修「児童理解と学級づくり」	・ＰＴＡ総会 ・学校運営協議会
6	・ふれあい月間① ・ことばの集会 ・あいさつ運動 ・セーフティ教室(12)	・校長講話 ・教育相談週間 ・学びのエリア研修 ・生活指導全体会	・アンケート① ・青健つなひき大会 ・引き渡し訓練
7	・連合榛名移動教室（特）	・教育相談研修会 ・アンガ―マネジメント研修	・３者面談 ・ＣＳ
8		・校内研修「いじめチェックリストの活用」 ・学校トラブル対応研修	
9	・保幼との交流(125) ・遠足(12) ・遠足(34) ・城山コンサート	・校内研修「いじめ防止教育プログラムの活用」 ・集団下校指導 ・学びのエリア研修 ・道徳授業公開 **いじめ防止授業公開** **土曜授業プランで実施**	・保護者会 ・学校公開 ・学校運営協議会
10	・あいさつ運動 ・いじめに関する授業	・登校指導	
11	・ふれあい月間② ・セーフティ教室(34) ・就学時健診(5)	・校長講話 ・教育相談週間	・学校公開 ・アンケート②
12	・ことばの集会	・校内研修「教員の人権感覚」	・３者面談 ・ＣＳ
1	・セーフティ教室(56) ・あいさつ運動 ・遠足(特)	・校内研修「教員の意識点検」 ・集団下校指導	・学校関係者評価
2	・ふれあい月間③	・校長講話 ・教育相談週間 ・教員自己評価 ・非行化防止懇談会	・学校公開 ・アンケート③ ・ＣＳ
3	・６生を送る会 ・地区班集会	・基本方針改善	・保護者会
通年	・問題解決型学習 ・道徳教育 ・特別支援学級との交流 ・体験活動 ・わくわく班活動	・いじめ対策委員会 ・健康観察 ・ＳＣ相談	・土曜授業プラン

必要に応じて行う

・学級児童全員との面談（担任扱い）

・学級児童全員との面談（面談したい教員を児童が選択する）